

●香川県告示第241号

平成19年香川県告示第77号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の一部を次のように改正し、平成20年6月1日から施行する。
平成20年5月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
団地名	建設年度	構造別	令第2条第1項第4号に規定する数値	団地名	建設年度	構造別	令第2条第1項第4号に規定する数値
略				略			
屋島西	昭和51年度	中層耐火構造4階建	1階、2階又は3階にあるもの	ガス給湯器のあるもの	昭和51年度	中層耐火構造4階建	1階、2階又は3階にあるもの
				その他のもの			
			4階にあるもの	0.74			
昭和52年度～昭和61年度 略				昭和52年度～昭和61年度 略			
略				略			